

警務乙達第1号  
令和2年3月19日  
〔 改正 令和4年6月9日 〕  
警務乙達第1号

関係所属長 殿

警 務 部 長

福井県警察の電話交換業務員の設置及び運用要綱の制定について

福井県警察会計年度任用職員に関する訓令（令和2年福井県警察本部訓令第17号）の制定に伴い、別添のとおり「福井県警察の電話交換業務員の設置及び運用要綱」を制定し、令和2年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、福井県警察電話交換業務員運用要領の制定について（平成28年警務甲達第5号）は令和2年3月31日をもって廃止する。

別添

## 福井県警察の電話交換業務員の設置及び運用要綱

### 第1 目的

この要綱は、福井県警察の電話交換業務員（以下「電話交換業務員」という。）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 設置

本部長が必要と認める所属に電話交換業務員を置く。

### 第3 身分

電話交換業務員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤とする。

### 第4 任期

電話交換業務員の任期は、1会計年度とする。

### 第5 職務

- 1 警察電話の交換業務に関すること。
- 2 1に掲げるもののほか、所属長が必要と認めること。

### 第6 勤務時間

電話交換業務員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間において29時間とする。

### 第7 指導教養

所属長は、電話交換業務員の業務を効果的に推進するため、電話交換業務員に対し必要な指導教養を実施するものとする。

### 第8 勤務計画

所属長は、電話交換業務員勤務計画表（別記様式第1号）により、原則として毎月25日までに翌月の勤務計画を作成し、電話交換業務員に勤務日及び勤務時間を示すものとする。

### 第9 勤務日誌

電話交換業務員は、勤務日ごとに電話交換業務員勤務日誌（別記様式第2号）により、所属長に報告するものとする。電話交換業務員勤務日誌の保存期限は、会計年度により1年とする。

### 第10 その他

所属長は、電話交換業務員が警察に対する苦情、抗議その他組織的に対応する必要がある事案を認知したときは、速やかに報告させること。

別記様式省略